

読書会レジメ (12)

樋口陽一・小林節著

『「憲法改正」の真実』

(集英社新書、2016 年刊)

2016 年 6 月 12 日(日)、於 船橋市

【はじめに】 著者(樋口陽一さんと小林節さん)の問題意識

- ✚ 異常な法秩序に突入したこの状況と、その状況下で成されようとしている憲法改正を、法の専門家である私たちが、黙って見過ごすわけにはいかない。(P-3)
- ✚ 2015 年 9 月 19 日の未明をもって、日本の社会は異常な状態に突入しました。この日、可決した「平和安全法制整備法」と「国際平和支援法」、そう名付けられた戦争法案は、明白に憲法に違反しています。この違憲立法によって、最高法規である憲法が否定されてしまった。今回、日本の戦後史上初めて、権力者による憲法破壊が行われたわけです。(P-3)
- ✚ 今度は、憲法を否定した当の権力者が、憲法を改正しようとしている。この事実を私たちは深く受け止め、この状況をいかに打破するかを考えなくてはなりません。(P-4)
- ✚ 立憲主義の破壊という事態がいかに深刻なものか。つまりは国の根幹が破壊されつつあるのです。(P-4)
- ✚ あまりに「粗にして卑」としか言いようがない政治の情景を私たちは目にしています。それに対しては、法の専門家である我々が、抵抗していかなくてはならない。(P-5)
- ✚ 立憲主義と民主主義を踏みにじった現政権の粗暴な「壊憲」行為については、将来の集団的自衛権行使に傷をつけるものとして、異を唱え、闘うべきなのです。(P-6)

1. 過去の名演説・名文

【名演説-1: 治安維持法案への反対】「私は決して共産主義でもなく、決して無政府主義でもございませぬが、尚ほ此法案(=治安維持法案)を惧れるのでございます。特権階級中の特権階級である我々が、本案(=治安維持法案)に、にわかに賛成いたさない意思を表明いたしまするは、余程勇氣を要する次第でございます。併し、敢て茲に私がそれを致しまするは、或は此事が杞憂かも知れぬ、又杞憂であれば誠に幸いと存じますが、本法実施の瞬に於きまして、治安維持の目的が、却て反対の結果に陥りはしないだろうかと云うことを、私は惧れるのでございます。(徳川義親貴族院議員の演説:『憲法の国会論戦、1994 年』より)」(P-61)

【人民讀本-1: 自国のしたことがすべて正しい?】「何事にも我國民の爲したることは是なり(=正当)とするが如きことあらば、是れ眞正の愛國心にあらずして、虚偽の愛國心なることを忘るゝこと勿れ。……是れ(=虚偽の愛國心)他國に対して、我國民の信用と威望とを損するものにして、決して

愛國の所業にはあらず。(竹越與三郎著『人民讀本、1988年復刻版』より)(P-230)

【人民讀本-2: 國家の過失をきちんと非難するのが眞の愛國心】「故に、國家の政治にして、此の目的に外ることあらば、是れ國家の過失なるが故に、愛國心あるものは、起つて國家の過失を鳴らして、之を匡正せざるべからず。此の時に方りては、國家の過失を鳴らすことは、即ち愛國の所業なりとす。……然るに、世には國家の事といへば、之を非難せざることを以て、愛國心とするものあり。奸雄(=無批判)また之に乗じて、その私(=利益)をなさんとするものあるは、最も恐るべきことなり。(竹越與三郎著『人民讀本、1988年復刻版』より)(P-231)

【人民讀本-3: 10年後のファシズムの予言】「憲法公布せられ、議會開かれて以来、政府が人民を压制することは、漸次減少し來りたれども、之と共に、別に大圧制家を生じ來れり。即ち、我々の隣人はなり。此の隣人は憲法の下に於いて、完全なる自由を享けながら、他人が己と異なりたる議論を懐くものを見るや、之を攻撃するに止まらず、之を護毀し、之を護毀するに止まらず、何故に政府は此の如き邪説を認容するかと論じ、國家の手を借りて己の反對論を抑制せんとするに至る。(竹越與三郎著『人民讀本、1988年復刻版』より)(P-233)

2. 憲法をめぐる議論のポイント

【ポイント-1】「憲法は国民を縛るものではない。国家権力を管理するための最高法規である」(P-21)

【ポイント-2】「國家に与えられている権力は、国民の権利や自由、基本的人権を侵害しないという“制限規範”に縛られた条件付きなのです」(P-28)

【ポイント-3】「“日本国憲法で一番肝腎な条文をひとつだけ言えといわれたら、憲法十三条だろう”と。すべての国民が”個人“として尊重されるということが憲法の要なのです」(P-68)

【ポイント-4】「法と道徳を混同するな、というのは近代法の大原則です」(P-139)

【ポイント-5】「およそ立憲の政において、君主は臣民の良心に干渉せず(明治期の法制局長官・井上毅)」(P-144)

【ポイント-6】「憲法九条があったからこそ、日本は海外で戦争をしないで済んだということです」(P-186)

【ポイント-7】「憲法制定権力を握った連合国による押し付け憲法で構わないのですよ。国民主権と人権尊重と平和主義を基本理念とする日本国憲法は、私たち一人ひとりが幸福の追求ができるように書かれた立派な憲法なのだから」(P-218)

【ポイント-8】「憲法制定権者とは、我々、国民なのです」(P-220)

【ポイント-9】「この国で起きていることについて知らなければ、正しい投票ができない。今の国民が“知る義務”を果たすかどうかで、この先、何十年か、あるいは数百年も続く、体制が決まってしまう。その緊張感がもっと必要です」(P-227)

【ポイント-10】「“保守”という言葉に託したいこと。……第一は、人類社会が普遍的なるものを求める歴史の中で、曲折を経ながら積み重ねてきた、その知の遺産を前にした謙虚さであり、第二は、国のうちそとを問わず、他者との関係で自らを律する品性であり、第三は、時間の経過と経験による成熟という価値を知るものの落ち着きである」《樋口陽一さんの意見》(P-249)

3. キーワード

【はじめに】 「戦争法案」(P-3)、「護憲派」(P-6)、「改憲派」(P-6)、「壊憲」(P-6)、「集団的自衛権」(P-6)、「憲法改正」(P-8)

【第1章】 「無法」(P-18)、「安法制」(P-18)、「絶対王政」(P-22)、「法の支配」(P-24)、「法治国家」(P-24)、「制限規範」(P-26)、「授權規範」(P-26)、「政策知性」(P-29)、「敗戦のルサンチマン(怨恨)」(P-33)、「押し付けられた憲法」(P-33)、「ハーグ陸戦条約」(P-33, P-214)、「ポツダム宣言」(P-34)、「旧体制」(P-34)、「解釈改憲」(P-35)、「憲法尊重擁護義務」(P-35)、「立憲主義」(P-35)、「天皇主権」(P-38, P-54)、「国民主権」(P-38, P-218)、「人民(デモス)の支配(クラチア):デモクラシー」(P-40)、「法の支配」(P-40)、「ワイマール憲法」(P-42, P-122)、「ナチス憲法」(P-42, P-122)、「絶対民主主義」(P-44)、「権力分立」(P-46)、「独裁政治」(P-48)

【第2章】 「明治憲法」(P-51, P-143)、「統帥権の独立」(P-55)、「憲政の常道」(P-55)、「天皇機関説事件」(P-55)、「近代国家」(P-58)、「治安維持法」(P-61)、「ノブレス・オブリージュ」(P-61)、「一君万民」(P-62)、「近代法」(P-63)、「東アジア的な権威主義」(P-63)

【第3章】 「天賦人權説」(P-71)、「非理法權天」(P-76)、「人類普遍の原理」(P-76)

【第4章】 「権利」(P-80)、「義務」(P-80)、「近代憲法」(P-90)、「ポスト近代憲法」(P-91)、「市民意識」(P-93)、「福祉国家」(P-97)

【第5章】 「緊急事態条項」(P-102)、「財産権」(P-103)、「国家緊急権」(P-107)、「災害対策基本法」(P-111)、「警察法」(P-112)、「武力攻撃事態国民保護法」(P-112)、「緊急集会」(P-117)、「三権分立」(P-118)、「地方自治」(P-118)、「人権保障」(P-118)、「統治行為論」(P-125)、「リバイアサン」(P-126)

【第6章】 「ヴィシー政権」(P-132)、「反主知主義」(P-132)、「主知主義」(P-133)、「ファシズム」(P-134)、「ナショナリズム」(P-134)、「公序良俗」(P-140)、「教育勅語」(P-142)、「全体主義」(P-146)、「日本会議」(P-146)、「農協改革」(P-149)、「大学改革」(P-149)、「TPP(環太平洋経済連携協定)」(P-149)、「新自由主義」(P-149)、「合理主義」(P-159)、「社会権」(P-161)、「キメラ」(P-161)

【第7章】 「九条改憲論」(P-164)、「国際連合憲章」(P-165)、「環境権」(P-167)、「プライバシーの権利」(P-167)、「個別的自衛権」(P-167)、「専守防衛」(P-168)、「国際貢献」(P-169)、「集団安全保障」(P-169)、「自虐史観」(P-172)、「徴兵制」(P-177)、「志願制」(P-180)、「大東亜戦争」(P-181)、「ABCD(アメリカ・イギリス・中国・オランダ)包囲網」(P-181)、「兵站」(P-182)、「戦後レジーム」(P-183)、「対米従属路線」(P-183)、「代理戦争」(P-189)、「五十五年体制」(P-191)、「小選挙区制」(P-191)、「パワーバランス」(P-192)、「連立政権」(P-192)、「多極化」(P-194)

【第8章】 「硬性憲法」(P-200)、「憲法制定権力」(P-201)、「アンシャン・レジーム(旧体制)」(P-204)、「自然法」(P-205)、「戦後レジーム」(P-208)、「革命政党」(P-210)、「八月革命論」(P-211)、「クーデター」(P-213)、「投票箱」(P-214)、「人権尊重」(P-218)、「平和主義」(P-218)、「市民」(P-219)

【第9章】 「知る義務」(P-226)、「知る権利」(P-226)、「保守の思想」(P-236)、「憲法保守」(P-246)

関係年表

#	西暦(和暦)月	首相	政治と経済・社会状況	該当頁
1	1889(M22)年2月	黒田 清隆	明治憲法(=大日本帝国憲法)の公布	P-53
2	1935(S10)年2月	岡田 啓介	天皇機関説事件で美濃部達吉が糾弾される	P-55
3	1945(S20)年8月	鈴木 貴太郎	ポツダム宣言の受諾	P-34
4	1947(S22)年5月	吉田 茂	日本国憲法の施行	P-66
5	1951(S26)年9月	吉田 茂	「日米安全保障条約」の調印	---
6	1954(S29)年7月	吉田 茂	警察法の緊急事態特別措置(第七十一条~第七十五条)	P-112
7	1955(S30)年2月	鳩山 一郎	「55年体制」の始まり	P-191
8	1960(S35)年1月	岸 信介	日米新安保条約・地位協定の調印	---
9	1961(S36)年11月	池田 勇人	災害対策基本法の成立	P-111
10	1999(H11)年9月	小淵 恵三	「周辺事態に際してわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(周辺事態法)の成立	---
11	2004(H16)年6月	小泉 純一郎	武力攻撃事態国民保護法の成立	P-112
12	2005(H17)年10月	小泉 純一郎	自民党憲法改正草案(第1次草案)の公表	P-104
13	2012(H24)年4月	安倍 晋三	自民党憲法改正草案(第2次草案)の公表	P-29, P-50
14	2014(H26)年7月	安倍 晋三	閣議決定による憲法9条の解釈変更	P-212
15	2015(H27)年4月	安倍 晋三	「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の改定で日米が合意	---
16	2015(H27)年6月	安倍 晋三	衆院憲法審査会で憲法学者が安保法制は違憲と明言	P-170
17	2015(H27)年9月	安倍 晋三	安保法制の成立	P-35

----- 本文の抜粋 -----

5. 第1章 破壊された立憲主義と民主主義

- 1) 憲法九条を無視した安保法制を立法したばかりではありません。たとえば、安保法制が可決された国会が閉会した後、臨時国会開会の請求が野党からあったにもかかわらず、自民党はこれを無視しました。これも憲法五十三条を破る行為です。(P-18)
- 2) 法律は、国家の意思として、国民の活動を制約するものです。しかしながら、憲法だけは違いますよね。国民が権力に対して、その力を縛るものが憲法です。憲法を守る義務は権力の側に課され、国民は権力者に憲法を守らせる側なのです。(P-22)
- 3) ここで問題にしている「授権規範」という憲法の側面。これを「新たな役割」として、いかにも新奇なアイデアのように高市議員は語っています。しかし、国会が立法権だけを、裁判所が司法権だけを、そして内閣が行政権だけを行使できるのは、憲法によって制限された限りの権力を主権者・国民から「授権」されているからです。これが憲法の「授権規範」的側面です。「授権」と言っても、「それしか」授けないよ、という「制限」つきの意味ですが。(P-27)
- 4) 自民党世襲議員のなかに、旧体制下の支配層たちの「敗戦のルサンチマン(怨恨)」が脈々と受け継がれ、アメリカに「押し付けられた憲法」を憎悪するという構図になっているのでしょうか。(P-33)
- 5) 2015年夏の安保法制成立までに、三つの憲法破壊があったと思われます。まず一つめ。権力者たちが憲法九条を無視する解釈改憲を行い、安保法制まで強行採決した。自衛隊を海外に派兵するなら、当然、九条違反です。二つめ。正式な憲法改正の手続きを飛ばして、憲法の実質的な内容を変更して

しまったわけですから、九十六条の改正手続きを無視しているという意味で憲法違反です。そして三つめ。国会議員に課せられた九十九条の憲法尊重擁護義務にも違反している。これだけのことが、安倍政権下で行われたのです。(P-35)

- 6) 民主主義、デモクラシーとは、人民(デモス)の支配(クラチア)、つまり人民の支配です。突きつめれば、一切の法の制約なしに人民の意思を貫き通す、これが「民主」のロジックですね。一方、立憲主義とは「法の支配」、Rule of Law です。この Law は、国会のつくる法律を指すのではなく、国会すらも手を触れることのできない「法」という意味が込められています。この「立憲」のロジック、つまり「法の支配」を貫徹すれば、人民が多数決で決めたことを否定するような場合もある。つまり、選挙で選ばれた議員たちは、民主主義に基づく権力を握っています。その権力まで憲法が制限するのかどうか、という大きな問いも出てきてしまう。民主主義と立憲主義は、同じ方向を向いているときもあれば、ぶつかってしまうときもあるのです。(P-40)
- 7) 戦後の西ドイツは、憲法の保障する価値をひっくり返してはならないという考え方を法制度化しました。「自由の敵には自由を認めない」という考え方です。(P-42)
- 8) 「立憲」と「民主」のあいだのバランスのとり方は、各国それぞれで良いのです。しかし、立憲主義を民主主義のロジックによって否定しておきながら、民主主義をも放棄しようとしているのが、今の自民党です。(P-47)

6. 第2章 改憲草案が目指す「旧体制」回帰とは？

- 1) 仔細かつ冷静に明治維新から敗戦までのおよそ 80 年間の政治を眺めてみると、紆余曲折ありながらも、日本の政治がとりわけ異常だったのは、1935 年から 1945 年までの 10 年間なのです。(P-55)
- 2) 日本の伝統だと、天皇は「統治」するのではなく、「しらす(=お治めになる)」、ということです。権力者が土地・人民を私産として支配する「うしはく(=領有)」と対比される言葉です。(P-58)
- 3) ポツダム宣言の第十項には、日本が約束させられたことのひとつとして、「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ」と書いてある。連合国側は、ファシズム期以前の日本に民主主義的な流れがあったことをきちんと知っていたということです。それは、大正デモクラシーだけではなく、その前には自由民権運動があり、幕末維新の時代には、「一君万民」という旗印で平等を求める動きもあった。それどころか、全国各地で民間の憲法草案が出ていた。そういう「民主主義的傾向」の歴史を、アメリカのほうは理解していた。だから、日本国憲法を「押し付け憲法」と簡単に言うてはいけない、というのが私(樋口陽一さん)の整理の仕方です。(P-62)

7. 第3章 憲法から「個人」が消える衝撃

- 1) 世界の成文憲法の歴史というのは、アメリカ独立宣言からはじまりますが、それ以来、どういう価値観を引き継いできたのか。端的に言えば、人は人として生まれただけで幸福に生きる権利があり、幸福とは、それぞれが異なった個性をもっていることを否定せず、お互いに尊重し合うことで成立します。その幸福の条件を国家は侵害するな、というのが憲法の要です。(P-69)
- 2) 「日本国民には生まれながらにもつ権利はございません。それが日本の伝統です。国に奉仕して、はじめて権利がもらえる美しい国です」とアメリカの議員たちの前で言ったら、「価値観を共にする国」だとは、

だれも思わないでしょうね。(P-74)

- 3) 天賦人権説は、西欧だけの価値ではないのです。それを制度化したのは、確かに西欧の歴史けれども、この地球の文明の多くが共鳴するところをもっている「普遍的」な価値なのです。だから、日本国憲法は、前文で「人類普遍の原理」という言葉を用いて、日本国憲法を近代の憲法史の嫡流にあると自己定義している(P-76)

8. 第4章 自民党草案の考える権利と義務

- 1) <自民党「日本国憲法改正草案 第十二条」>は、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚」とし、国民に迫っているわけです。しかし、これは根底から間違っています。…… 確かに、「権利には義務を伴う」という話は、正しく聞こえます。たとえば、お金の貸し借りをする場面を考えてみましょう。お金を貸した人には、お金を返してもらう「権利」が発生し、同時に、お金を借りた人には、返す「義務」が生じますね。債務者には、常に債権者が対応して存在している。こういう例を念頭に、「権利が生まれると、義務も発生します。権利と義務は一体のものでしょうか？ 権利と義務は表裏一体なのです」と彼ら(自民党)は主張するわけです。ところが、注意してみると、この金銭の貸し借りの場面では、権利をもっている人と義務を負う人は別の人だということが分かります。では、自民党が言うような「国民が権利を得るためには義務という代償を払え」、「権利者である国民には、権利の代償として義務が伴うべきだ」という話になると、どうか。権利をもつのは、国民です。義務を負うのも、自民党は国民だと言っている。それでは、権利をもつ人と義務を負う人は同じではないですか。どうして国民が権利を得るために、国民に義務が発生するのか。自民党の説明は、説明になっていない。(P-81)
- 2) <自民党「日本国憲法改正草案 第九条の三」>は、「国は、主権と独立を護るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」…… 国家は国民と「協力して」とあるでしょう。すると、協力と言いつつ、これは簡単に義務に置き換えられるわけ。国民の防衛協力の延長上に、じゃあ、兵隊は足りないよ、お前らなんで協力しないんだ、と。過去の政府見解は知らんが、現政権は、これを理不尽な苦役だとは解釈しないよ、などと言ってしまう余地がある。(P-96)
- 3) <自民党「日本国憲法改正草案 第十二条、第十三条」> …… 経済成長が難しくなった今、福祉という言葉自体を憲法に入れることを、今の自民党は嫌っています。先ほどの改正草案の十二条、十三条からも削っていますね。「公共の福祉」という言葉が消えて、「公益及び公の秩序」になっている。(P-99)

9. 第5章 緊急事態条項は「お試し」でなく「本丸」だ

- 1) <自民党「日本国憲法改正草案 第九十八条(緊急事態の宣言)、第九十九条(緊急事態の宣言の効果)」> …… 「国家緊急権」それ自体は重要な概念です。必要ないとは言いきれない。国家というのは何のためにあるかという、主権者、国民大衆の幸福を増進するためのサービス機関なので、緊急事態に際しては、通常のチェック・アンド・バランスのプロセスを省いてでも、危機に対応する権限を国家に与えることは必要です。しかしながら、緊急事態条項を憲法に書き込むことについては、反対の立場を取るようになりました。国家緊急権が必要だとしても、憲法に書き込むのか、そうでないのか。それが、この問題の一番のポイントだと思うのです。《小林節さんの意見》(P-107)
- 2) 国家緊急権を憲法化するかどうかは、あやふやな議論でやってはいけないことなのです。国家緊急権

というのは、権力の暴走を防ぐために手足を憲法で縛っているところを、緊急の時だけ解いてしまおうとするものです。これは、立憲主義の根幹に関わる、痛みを伴う議論なはずです。(P-109)

- 3) 憲法で国民の自由を保障し、緊急時の対応を定めた法律による自由の制限が例外的にありうる、という大きな枠組みを維持すべきです。(P-110)
- 4) 災害に際して、中央の政府の権限を強化したところで、被災地の状況は把握できない。状況を把握できない政府に判断を委ねても、時間がかかるし、間違いも起こる。生死の間際にある人々を、それでは救うことができない。災害時に必要なことは、中央の権限を強化することではなく、自治体の首長に権限を委譲しておくことなのだ。さらに言えば、災害が起きてから、あわてて中央で対策や立法を練っていても間に合わない。(P-111)
- 5) 憲法に書き込んでおいても遅すぎるわけですよ。より良い対策を講じたいのならば、伊勢湾台風(1959年9月26日)の対応の反省として、すでに「災害対策基本法」が1961年11月に制定されているのですから、こういう種類の法律の内容を、必要に応じて、見直していけばいいわけです。(P-111)
- 6) 災害以外の危機についても同じ構図です。テロなど、国内で起きた暴力について対応するには、「警察法」の「第六章 緊急事態の特別措置(第七十一条~第七十五条)」がすでにあります。外国からの攻撃については、「武力攻撃事態国民保護法」が2004年6月に施行されています。これらの法律の内容を、それぞれ批判的に吟味しておくという課題は、それはそれとして重要ですが、新しい種類のテロという危機に対応したいのなら、これらの法律の内容を見直せばよいのです。(P-112)
- 7) 現行憲法のもとでも、「公共の福祉」が人権に優先する例外的な場合があるという規定(十二条、十三条)を根拠にして、危機的な状況に対応する法律的な枠組みは整備されているということ。後は、それを使いこなすための日常的な訓練や、国から地方自治体(被災現場)に権限を下しておく法律の改正があればいいということです。(P-113)
- 8) 自民党の改正草案の「緊急事態条項」では、緊急事態であると認定するのが内閣そのものでしょう。そして、認定してしまえば、内閣(つまり、首相)は法律と同一の効力を有する政令を制定できる。つまり、内閣が「はい、これから非常事態！」と決めてしまえば、それだけで、立法権は内閣のものになる。さらに、首相は、財政上必要な支出を自由に行うことができるようになり、国会が排他的に握っている予算承認・拒否権という「国の財布のひも」も首相が預かることになる。さらに、首相は、地方自治体に対して、あたかも部下に対するように、指示を発する権限も有することになる。しかも、緊急事態の宣言を、百日を超えるときには、「百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない」と規定されていますが、ドゴール時代のフランスでも誘惑が働いたように、一度、手にした「万能の権力」をすぐに手放す気になるかどうか。しかも、今のように、与党が過半数を超えているときに、緊急事態の宣言を行えば、次の選挙が行われるまで、何度でも延長は可能で、権力はフリーハンドでやりたい放題です。(P-116)
- 9) 緊急事態条項は、内閣が緊急事態であると認定した瞬間に、三権分立と地方自治と人権保障を停止するという、大変、危険な条項なんです。つまり、これは日本国憲法そのものを停止させ、独裁制度に移行する道を敷くのと一緒なんですね。(P-118)
- 10) 国民が国家に注文を付けるのが憲法です。とすると、国民に向かって「憲法に従え」というこの草案は、もはや近代憲法ではないのです。緊急事態条項と、その直後に設けられた条文(〈自民党「日本国

憲法改正草案 第百二条(憲法尊重擁護義務)> 「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」
を読めば、改正草案がなにを狙っているのか、その基本姿勢がはっきり浮かび上がってくる。(P-121)

- 11) 統治の根本に触れる、あるいは極めて政治性の高い行為については、司法は判断しないということが、日本の判例になっています。統治行為の判例をひっくり返すというのは、これはこれで難儀なことです。もし、司法が力をもたない状態のまま、緊急事態条項を導入したら、恐ろしいことに、誰も肥大化した行政をチェックできない。(P-125)

10. 第6章 キメラのような自民党草案前文——復古主義と新自由主義の奇妙な同居

- 1) 美しく麗しい言葉(「国と郷土」、「和」、「家庭」、「美しい国土と自然環境」、「良き伝統」など)であっても、法の歴史的文脈のなかに置くと、違った結果が見えてくる。こうした言葉は、それぞれ、ある時代、ある時期に、何かを排除し、何かを押し付けるために使ってきた経緯のある言葉だった歴史があるのです。祖国愛や民族主義を煽る言葉は、偏狭なファシズムを支える道具になってきた。憲法を書き換えるのならば、そういう言葉の重みに対する認識とバランス感覚が必要なのです。(P-134)



<キメラ>

- 2) 日本自身が、嘗て、偏狭なナショナリズムの熱にうかされて、他国の人々にも大変つらい思いをさせた負の歴史がある。(P-134)
- 3) 安倍政権は、かねてから「世界でもっとも企業が活動しやすい国」を目標に掲げてきました。(P-148)
- 4) <自民党「日本国憲法改正草案 前文」> 「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」…… 自民党改正草案が憲法になると、いわゆる新自由主義が国是になってしまうのです。(P-149)
- 5) 日本だけは、野放図な新自由主義と経済成長原理主義をなんと憲法規範にしておこうというわけです。世界に先んじた新自由主義のトップランナーになろうとしているのです。世界最大の資本主義の擁護者、アメリカの合衆国憲法ですら、資本主義のルールを書いてない。いや、そんなものを書くわけがないのです。(P-150)
- 6) 自民党の日本国憲法改正草案の他の条文では、これでもか、これでもかというふうに関心の制約について書いているなかで、二十二条(居住、移転及び職業選択等の自由等)だけは、「自由を有する」と言い切りになっている。「公共の福祉に反しない限り」とか「公益及び公の秩序」を害しない限り、という条件が消えているのです。(P-153)
- 7) 競争至上主義を徹底して、世界で一番、企業が活動しやすい国にするという、安倍政権の目標と似通ったものが、前文にも、二十二条の変更にも、ストレートに反映しているのです。(P-154)
- 8) 前文にある「活力ある経済活動」とは、要するに、わが国は、金もうけを国是としますよ、ということです。こんなものが「和」とか「家庭」とかと、どういうふうにつじつまが合うのか。効率重視、競争の拡大を進めて、無限の経済成長を目標におけば、「国と郷土」、「和」、「家庭」、「美しい国土と自然環境」、「良き伝統」、この全部は壊れてしまいます。(P-155)

- 9) 「美しい国土」などの復古調の美辞麗句は、競争によって破綻^{はたん}していく日本社会への癒^{いよ}しとして必要とされた、偽装の「復古」なのではないかと思うのです。新自由主義によって、人々が分断され、安定した社会基盤^{きばん}が壊されていくなかで、スローガンとしては、愛国だの、家族だの、美しい国土だのを謳^{うた}いあげて、社会の綻^{ほころ}を隠そうということです。(P-156)
- 10) 新自由主義のような馬鹿げた方針を憲法の前文に書き、復古的な美辞麗句でごまかしていたら、この国は滅びますよ。(P-156)
- 11) 日本国憲法の要^{かなめ}は、「すべて国民は、個人として尊重される」という十三条の条文です。これは、権力が勝手なことをしてはいけないという、中世以来の広い意味での立憲主義が、近代になって凝縮した到達点です。個人が自由に、それぞれの個性を発揮して生きていく。そういう社会の基本構造をつくり、支えるのが、憲法のもつべき意味だということです。(P-160)
- 12) 近代は個人の自由を生んだけれども、その個の自由に耐えかねて、集団のなかに身を投ずる弱さが人間にはあります。(P-162)

11. 第7章 九条改正論に欠けているもの

(この章では、樋口陽一さんと小林節さんとの間で、微妙な意見・提案の違いがあると思われるので、以下に示す文章が、どなたの意見・提案であるかを明示した)

- 1) いまだに、日本は国際連合憲章のうえで連合側^{れんごうがわ}の旧敵国扱いですが、戦前と変わらない秩序に日本が戻ろうとしているのがわかれば、他国の警戒心が高まり、いつまでも旧敵国条項の撤廃はできません。《両者の意見》(P-165)
- 2) 現行の憲法は素晴らしい。しかしながら、間違いもある。たとえば、衆議院の解散。「解散」という単語は、憲法のなかに何回も出てきますが、解散を決定する実質的権限がどこにあるのか、解散権の所在は明記されていません。それに、憲法制定時には考えられていなかった、「環境権」や「プライバシーの権利」といった新しい権利を書き込むことも提案したい。《小林節さんの提案》(P-166)
- 3) 私は、九条に「日本が攻撃された場合には、自衛のために個別的自衛権を行使する」と書き込むことを主張しています。一方でこれは、「個別的」と限定することによって、安倍流にアメリカに追従して、集団的自衛権で世界のどこまでも戦争に行きますというようなことを防ぐ意味もある。《小林節さんの意見》(P-168)
- 4) 世界の秩序を乱すものに対しては、国際社会が協力して警察官となって対処する。その活動には参加するよ、ということです。そして、それが正当なる活動に限定するために、事前に国連安全保障理事会の決議を要する、と明記する。これなら、同盟国アメリカの要求で組織されるような有志連合には、憲法上、絶対に日本は参加できないと言い続けられるじゃないですか。有志連合は、国連決議（国際社会の合意）なしで、アメリカが勝手にやっていることですからね。《小林節さんの提案》(P-169)
- 5) 小林先生のように真面目に九条を改正したいという人たちが、本気の議論を将来、はじめるというのなら、まずは、大日本帝国の時代から日本国の今日に至るまでの近現代史全体を通して、日本が戦争のなかで何を行ったのかについて明らかにし、そこから何を学んだのかを明確に表明しなくてはならないはずです。ところが現実には、少なくとも 1931 年の満州事変から 1945 年の敗戦までの政府の政策決定と軍の行為について、政府から出てくるまともな総括はありません。《樋口陽一さんの提案》(P-172)

- 6) 日本国政府の戦争責任に対する姿勢は不十分なものであった。しかし、主権者たる国民が、九条を廃棄させずに、保守してきたことが、世界の多くの人々の間で信頼を受ける日本という地位をかりうじて築いてきたのです。《樋口陽一さんの意見》(P-177)
- 7) 国民が国民投票によって、国防軍をつくることを是とするならば、それはあなた自身、主権者として、ある種の分担をすることを覚悟してくださいね、という話ですね。今の自衛隊の名前が変わるだけで、勝手にしてくれ、自分には関係ない、というわけにはいきませんよ。《両者の意見》(P-181)
- 8) 日本軍の最精鋭をえりすぐったと言われていた満州駐屯の関東軍が、民間人の日本人居留民を放棄して、惨憺たる目に遭わせた。沖縄では、日本軍が展開していたそのことが、住民の被害を大きくした。しかも、沖縄県民の約四分の一から三分の一が死ぬという被害が出たのは、正規軍同士の戦闘の巻き添えというだけでなく、日本軍が住民をゲリラ戦に使ったことで、米軍が恐怖を覚えて、見境なく攻撃するようになったことなども関係があります。あるいは、日本軍そのものが、窮地に陥った局面で、住民に自決を強要した結果でもありました。《樋口陽一さんの意見》(P-182)
- 9) 安倍政権が実際にしていることは、戦後レジームからの脱却と言いつつ、実際には対米従属路線、それが言い過ぎなら、対米協調至上路線です。日米関係を強化するために、日本の自衛隊の使い勝手を良くしようという発想です。《樋口陽一さんの意見》(P-183)
- 10) 日本が、今さら、完全に独立した軍隊をもって、米軍の力は一切借りませんというのも、現実的でないと思います。《小林節さんの意見》(P-184)
- 11) 冷戦構造下での日本の歩みを改めて見てみると、確かに、日本が他国から襲われなかったのは、日米安保、つまり米軍と自衛隊の存在のおかげでしょう。しかし、冷戦時代に世界各地で紛争が絶えなかったなかで、アメリカの軍事的同盟国でありながら、日本が外に出て行って戦争することなく、戦後 70 年を迎えることができたのは、まぎれもなく憲法九条のおかげです。九条がなければ、ベトナム戦争に参加した韓国軍のように、早い段階で戦争に巻き込まれていたはずで、九条のおかげで、派兵できない、とアメリカに言えたのです。《小林節さんの意見》(P-187)

12. 第8章 憲法制定権力と国民の自覚

- 1) 有権者の皆さんには、硬性であることが憲法の本質で、改正しやすい憲法になったら、そんなものは憲法でない。そういう動きは怪しいものだと思っておいてほしいですね。(P-200)
- 2) 「憲法制定権力」の輝かしい先例が、フランス革命です。目の前にある旧体制を粉砕し、一切の手続によらずとも、憲法制定権力の持ち主である国民が望んだものが憲法になる。このような主張のもとに、フランス革命は敢行されました。(P-202)
- 3) 「憲法制定権力」よりも「改正権限」の方が一段下なのです。それゆえ、改正権限を使って、憲法制定権力の所在を動かすことはできず、したがって国民から主権を奪うこともできません。(P-203)
- 4) 新しい憲法を制定するというのは、体制そのものの転換です。ただか数年間の期限付き雇われマダムにすぎない首相が変わるたびに、もし憲法の改正や制定があったら、社会がむちゃくちゃになってしまう。九十六条の改正規定のように、改正するとしても高いハードルにし、改正できる内容も限定される。国民主権といった大原則には、改正権では手を出せないはずなのです。(P-204)

- 5) 欧米の教養ある人々は、「戦後レジームからの脱却」という自民党のスローガンを聞くと、ナチスとシュミットを思い出すのです。これは危ない、アベという首相は、第二次世界大戦後の世界秩序から離脱したいのか、と思うのですよ。(P-210)
- 6) 欧米のメディアは、安倍政権の初期の段階から、あれは保守政権ではないと見抜いて、革新ナショナリスト勢力だと書いていました。日本の新聞は、いまだに保守政権として分類しているようだけれども、とんでもない。戦後の体制を離脱する、あるいは壊したいといっているのだから、今の自民党は革命政党です。(P-210)
- 7) クーデターというのは、軍隊など実力部隊の戦力を背景に、政府を制圧して非常事態宣言を出したりして、憲法を停止して、そこからクーデター派の独裁がはじまるわけです。安倍政権の場合は逆に、権力を把握して、独裁的に国会運営をして、実質的に憲法停止状態をつくってしまうということになっている。(P-213)
- 8) このまま、日本国憲法が遵守されない状態が定着し、近代憲法の枠組みから逸脱している、個人の権利も保障されない新憲法が成立してしまったとしたら、後世の歴史の教科書は、自民党による「無血革命」があったと書くことになるかもしれません。(P-214)
- 9) 占領政策に支障なき限り、被占領地の基本法制を変えてはいけなく、というのがハーグ陸戦条約の正しい読み方です。実際、占領する側は、明治憲法を改正して日本憲法にしなければ、占領に支障があったんです。それに、主権国家・大日本帝国の決断として、民主主義的傾向の復活強化、人権の補強と軍国主義の除去を終戦の条件として、ポツダム宣言受諾で受け入れたのです。だから、自民党の改憲マニュアルが繰り返す、日本国憲法無効論は間違っています。(P-215)
- 10) 政治に参加する「市民」としての意識をみんなで、さらに強化していかなければ、この難局は乗り切れません。逆に言えば、憲法を反故にしたこの政権を倒さないと、我々が本当の意味での憲法制定権力者になれないんです。(P-219)
- 11) 私たちは、政治に参加する「市民」だと樋口先生はおっしゃったが、もっとはっきり言えば、私たちは革命権がある。違憲政府を倒す運動、この憲法奪還の運動が成功すれば、はじめて我々国民が革命を体験することになりますか。(P-219)

13. 第9章 憲法を奪還し、保守する闘い

- 1) 自民党の日本国憲法改正草案の目指すところは、①主権者・国民が権力担当者を縛るためにある憲法で、逆に、権力者が国民大衆を縛ろうとする。②各人の個性を尊重することが人権の本質であるが、それを否定して、国民すべてを無個性な「人」に統一しようとする。③海外派兵の根拠を憲法条文のなかに新設し、その実施条件を国会の多数決（つまり、時の政権の判断）に委ねてしまう。④国旗・国歌に対する敬讓や家族の互助といった本来、道徳の領域に属する事柄を憲法で規律する。まさに、皇帝と貴族が支配する家父長制国家です。(P-224)
- 2) 立憲主義と民主主義を日本に根づかせようとした明治憲法下の実践は、天皇機関説事件で終焉しました。そして、天皇機関説事件以降の暗転した社会を、統制のとれた社会、ぴりっとした社会として、褒め称えるのが、自民党の世襲議員たち、つまり改憲マニア、及びそのお仲間の一団です。(P-225)

- 3) 「憲法は、一時的に権力を預かっているにすぎない政治家や官僚を暴走させないように、主権者・国民が権力者たちを管理する法なのだから、それが遵守されていない今は異常な状態なんです。そんな状況でつくられる憲法は危ないんですよ」と、知らせなくっちゃならない。(P-229)
- 4) 「自分の国の人間がしたことは、すべて正しいなんて言うのはインチキの愛^な国^わ心^びの成^なせる業^{わざ}だ」と言っているんですね。「そんなことをしていると、他国に向き合うときの国民の信用や威信を傷つけてしまうから、愛国的な行為ではないのだ・・・」と。(P-230)
- 5) 国家の政治が、個人を生存、進歩させるという目的から外れたときには、その国家の過失に対して、真の愛^な国^わ心^びをもつものならば、積極的に警鐘を鳴らして、是正させるようにしなければいけない。このような行為こそが愛国的な行為なのである。(P-231)
- 6) 自民党の改正草案の前文では、国家について非難しないことを愛^な国^わ心^びと呼び、こうした無批判の状態に乗じて、利益を得ようとする者がいるのが恐ろしいことなのだ。(P-232)
- 7) 自民党の改正草案の前文では、新自由主義を^{こく}是^ぎとして、憲法の価値にまで高めている。その路線を進めれば進めるほど、結果として、さらに排外主義的な風潮に拍車をかけることになるでしょう。(P-234)
- 8) 改憲マニアたちと安倍政権を支える人々は、紙に書いたという意味の Constitution だけでなく、日本社会の構造という意味での Constitution まで破壊しているわけでしょう。日本銀行、内閣法制局にはじまり、日本放送協会まで、戦後を支えてきた社会の構造を次々に破壊しようとしてきた。(P-237)

【次回の読書会】
(日 時) 2016 年 7 月 17 日(日)14 時～17 時
(場 所) 船橋歌うんだ村
(読む本-13) 春名幹男著『仮面の日米同盟——米外交機密文書が明かす真実』
(文春新書、2015 年刊) <---レジメ (13)

【次々回以降の読書会】
(予定本) 堤 未果著『政府は必ず嘘をつく・増補版』(角川新書、2016 年刊)
(予定本) 高橋洋一著『日本は世界一の政府資産大国』(講談社+α新書、2013 年刊)

【参考資料-1】 読書会の既読本レジメ

- ✚ 矢部宏治著『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』(集英社インターナショナル、2014 年刊) <---レジメ (1)
- ✚ 岩本沙弓著『バブルの死角——日本人が損するカラクリ』(集英社新書、2013 年刊) <---レジメ (2)
- ✚ 中野剛志著『TPP 亡国論』(集英社新書、2011 年刊) <---レジメ (3)
- ✚ 山下祐介著『地域消滅の罨——「増田レポート」と人口減少社会の正体』(ちくま新書、2014 年刊) <---レジメ (4)
- ✚ ジョン・W・ダワー & ガバン・マコーミック著『転換期の日本へ——「パックスル・アメリカーナ」か「パックス・アジア」か』(NHK 出版新書、2014 年刊) <---レジメ (5)
- ✚ 若杉冽著『東京ブラックアウト』(講談社、2014 年刊) <---レジメ (6)
- ✚ 宇沢弘文・内橋克人著『始まっている未来』(岩波書店、2009 年刊) <---レジメ (7)

- ✚ 藻谷浩介・NHK 広島取材班著『里山資本主義——日本経済は「安心の原理」で動く』（角川 one テーマ 21、2013 年刊）<---レジメ (8)
- ✚ 瀬木比呂志著『絶望の裁判所』（講談社現代新書、2014 年刊）<---レジメ (9)
- ✚ 金子勝・児玉龍彦著『日本病——長期衰退のダイナミックス』（岩波新書、2016 年刊）<---レジメ (10)
- ✚ 富岡幸雄著『税金を払わない巨大企業』（文春新書、2014 年刊）<---レジメ (11)

【参考資料-2】 日本国憲法の抜粋（自民党「日本国憲法改正草案」との比較検討のために掲載する）

第九条【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第十二条【自由・権利の保持責任とその濫用の禁止】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のために、これを利用する責任を負う。

第十三条【個人の尊重と公共の福祉】すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十二条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第五十三条【臨時会】内閣は、国会の臨時会の招集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第九十六条【憲法改正の手續、その公布】この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案して、その承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際に行われる投票において、その過半数を必要とする。

- ② 憲法改正について前項の承認を経たときには、天皇は、国民の名で、この憲法と一体をなすものとして、直ちにこれを交付する。

第九十九条【憲法尊重擁護の義務】天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う。